

茨城県特別職報酬等審議会（第2回）議事録

日時 令和8年2月5日（木） 15時から15時30分まで
場所 茨城県庁行政棟5階 庁議室（水戸市笠原町978-6）

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月5日(木) 15時から15時30分まで
- (2) 場所 茨城県庁行政棟5階 庁議室(水戸市笠原町978-6)

2 出席委員(敬称略、五十音順)

岡田 利恵(茨城県弁護士会副会長)
久保田 利克(日本労働組合総連合会茨城県連合会会長)
西連寺 節子(茨城県女性団体連盟会長)
笹島 律夫(茨城産業会議議長)
清山 玲(茨城大学人文社会科学部教授)
竹之内 章代(茨城県社会福祉協議会会長)
八木岡 努(茨城県農業協同組合中央会会長)
渡辺 勝(茨城新聞社社長)

※ 審議会開催に必要な定員は充足(4名以上)

3 議事等の概要

(1) 前回審議会における質問事項について

- ・ 事務局から説明を行い、了承

(2) 審議結果

- ・ 県議会の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の改定額及び改定時期について決定
- ・ 答申書案文について決定

(3) その他

- ・ その他、議事録の公開について了承

4 答申

茨城県特別職報酬等審議会より答申書が手交

5 議事録

○清山委員長

それでは定刻となりましたので、ただいまから第2回茨城県特別職報酬等審議会を開催いたします。本日は委員8名中、全員がご出席ですので、本審議会は成立しております。

なお、前回欠席されていましたが竹之内委員がWEBにて参加されていますので、ご紹介いたします。ご挨拶をお願いします。

○竹之内委員

茨城県社会福祉協議会会長の竹之内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清山委員長

本日の議事録については、答申後に事務局にて作成していただきます。皆様にそれをご確認いただいた後に公表する予定となっておりますが、そちらでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

ありがとうございます。では、早速審議に入ります。

前回の審議会において、諮問事項である特別職の報酬について、改定すべき時期に来ているということにつきましては、委員皆様からご賛同いただき、改定額について審議を行ってまいりました。本日は具体的な改定額を決定します。実施時期についても審議を行い、さらに答申文案を検討したうえで、正式に知事に答申を行うということになっております。

まずは前回笹島委員と岡田委員からご質問があった事項につきまして、事務局からご説明があります。よろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木人事課長）

はい、ご説明させていただきます。

第1回審議会におきまして、委員の皆様よりご質問いただきました内容についてお答えさせていただきます。

前回、笹島委員より、1人当たり県民所得と雇用者報酬の順位が乖離している理由と1人当たり雇用者報酬が14位に下がった理由の2つの質問をいただいております。

また、岡田委員より、副知事と議長の額が逆転する理由を質問いただきました。

それぞれについて順にお答えいたします。

まずは、1人当たり県民所得と雇用者報酬の順位が乖離している理由でございます。

県民所得には雇用者報酬に加えまして、企業所得等が含まれ、本県は企業所得の割合が他県に比べて大きいため、順位之差が生じているものと推察しております。本県の雇用者報酬の割合は65%であり、全国平均である71%を下回り、順位も37位である一方で、企業所得の割合は30%であり、全国平均の22%を上回り、全国9位となっております。この差が乖離の理由と推察しております。

次に、1人当たり雇用者報酬が14位に下がった理由でございます。

令和3年度と令和4年度の1人当たり雇用者報酬をみますと、多くの都道府県で前年比プラス

となった一方、本県は0.2%と小幅ながら減少しております。

また、本県の雇用者報酬等について、産業別にみますと、マイナスの値が大きいのは、卸売・小売業及び金融・保険業でございまして、ともに1人当たりの雇用者報酬の額が前年度と比較しまして減少しておりました。

一方で、全国の産業別の雇用者報酬等につきましては、本県で大きなマイナスであった卸売・小売業及び金融・保険業について落ち込みは見られず、専門・科学技術、業務支援サービス業など、多くの業種でプラスであったことから、全体としても増加しております。

また、令和4年度に1人当たり雇用者報酬が本県より上位になった県について、雇用者報酬が大きく増減した分野を見た場合、本県で大きく減少した金融・保険業につきましては、栃木県を除き減少した一方、卸売・小売業や製造業での増加が見られました。

このような差から、全体としての増加率が本県を上回っているものと推察しております。

なお、この雇用者報酬については、毎月勤労統計調査が基となっておりますが、当該調査はサンプル調査でありますことから、調査対象となる企業によって毎年の数値に変動が生じる可能性もあると考えております。精密な分析とはなっておりませんが、公表されている数値から推察される傾向として、以上の通り回答をまとめさせていただきました。今後も分析を深めていきたいと考えております。

続きまして、副知事と議長との額が逆転する理由でございまして。

主な理由といたしまして、同規模団体では議長の方が高い傾向があること、前回改定時に比べ副知事定数が増えたこと、議会活動の活発化等を踏まえたものの3点でございまして。

まず1つ目としまして、同規模団体では議長の方が高い傾向があることとございまして。一般に議員定数が多いほど、統括する議長の職責が重くなる傾向にございまして。議員定数別に副知事と議長の報酬額を比較した場合、全都道府県では議長より副知事の方が高い団体が23と多数である一方で、本県と同規模の団体、具体的には財政力指数がBグループの20団体におきましては、副知事より議長の方が高い団体が10と、多数を占めてございまして。なお、本県の議員定数は62名で、全国12位となっております。

2つ目といたしまして、前回改定時に比べ副知事定数が増えたこととございまして。平成7年改定時、副知事は1名体制でございましたが、複雑かつ高度化する行政課題に迅速、的確に対応するため、平成18年4月以降、2名体制に増員してございまして。業務量など一概に比較はできませんが、報酬額を検討するうえでの一要素になるものと考えてございまして。

3つ目といたしまして、議会活動の活発化等を踏まえたものでございまして。

県議会議員の活動は本会議などの議会活動のほか、請願受理の要望・陳情、地元住民等への説明・聴取、意見交換など、多岐にわたるものでございまして。そのような中、本県議会は平成17年以降、議員提案政策条例を全国3位の29件成立させるなど、以前にも増して専門的かつ重要な職責を担っております。また、本会議の休日開催や、県庁舎内での傍聴を促す託児サービスの導入、出前議会による学生との意見交換など、県民参加に向けた取り組みを積極的に進めており、その結果、早稲田大学マニフェスト研究所の地方議会改革度ランキングにおきまして、都道府県部門で4年連続1位を獲得するなどの成果を上げているものでございまして。

これらの事情を踏まえまして、議長が副知事の報酬を上回ることについて適当であると考えてございまして。説明は以上でございまして。よろしくお願いたします。

○清山委員長

はい、ありがとうございました。それでは、笹島委員、先ほどのご説明でいかがでしょうか。

○笹島委員

結構でございます。結論から申し上げますと、本審議会の趣旨に照らした必要な判断材料だったというふうに思っております。私の質問の趣旨は、やはり現在の働いてる人たちの処遇がどうなっているのかっていうところと整合性として合わない、例えば県内の働いてる方々の賃金が下がってるのに、特別職だけ上がるのは違和感があるという意味での中身の確認でした。こうして全体を見ますと、特段低下局面ではない、不適切な状況ではないということは理解しましたので、よく調べていただきましたと思います。

ただ、個人的には、本審議会の趣旨とは関係ないところですが、金融・保険業が下がっていることに驚いております。令和3年から令和4年というところで、コロナの問題があけてちょっと落ち着いてきたあたりで、小売業界は売上が非常に厳しくて苦しんでいるところがありますから、なんとなくイメージとは合いますけれども、金融・保険もとなると、自分の感覚とはちょっと合わないなと思いました。気を付けた方がいいのはサンプル調査ということが悪さをするかもしれないってということで、あんまり鵜呑みにはできないんですけれども。ありがとうございました。

○清山委員長

ありがとうございました。久保田委員から補足といいますか、ご意見はございますでしょうか。

○久保田委員

私の方からはございません。

○清山委員長

令和3年は1人当たりの県民所得の順位が高く、企業所得の伸びが良かったんですけども、令和4年は県民所得の伸び自体が茨城県はちょっと悪く、雇用者報酬の押し下げ要因になっているのかなと感じました。確かに卸・小売は全体的に少しそういう状況にあったのかなと思いますが、金融・保険業は、笹島委員と同じ感覚でして、そのマイナスの影響が大きいというのはなぜなのかなと思いますが、データ上はこうなっているということでございます。

全体としては、ご存知の通り、東京などの本社事業所が多いところや付加価値率が高いグローバル企業が多いところは、内部留保が大幅に積み上がっている状態で、問題だと認識されています。そういうウェイトが高い地域で雇用者報酬の順位が下がっているのかなと思いましたが、そういうことばかりでもなさそうです。難しいなと思いました。

それではですね、先ほどの事務局からの回答で、理解するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

岡田委員は、前回議長と副知事の金額が逆転することでご質問いただいたと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田委員

そうですね。今回理由を3つ提示していただきまして、私としては納得できました。特に職責の部分で、1名体制だったところが2名になって、もちろん仕事も増えてはいるんでしょうけれど

ども、やっぱり相対的に薄まっているっていうところもあるのかなと思われまし、あとはやっぱりその議会の存在感が増しているというあたりも、ご説明いただきましたので、私としては納得いたしました。ありがとうございました。

○清山委員長

はい、ありがとうございます。それでは、副知事と議長との水準の入れ替えっていうことについては、ご納得いただけてますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

ありがとうございます。

では、ここまでは、前回の質問の状況だったんですけども、それ以外の事についてご審議いただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○岡田委員

前回お聞きすればよかったのかもしれないですが、もしかしたら私が聞き逃したのかもしれないですが、これだけ年収が増えますし、特に議員さんはかなり人数がいらっしゃるので、県の財政上の予算としては大幅にアップするのかなと思われるのですが、財政上の懸念点とか、そういったところがないかどうか伺いたいなと思いました。

○清山委員長

ありがとうございました。従前は県議会の議長や議員さんは順位が低かったということもあって、報酬額を引き上げた場合、コストアップになってしまわないかということですね。特別職の報酬を引上げて、財政的に問題ないでしょうかというご質問だと理解しましたが、これについて事務局からご回答いただけますでしょうか。

○事務局（鈴木人事課長）

今回のですね、事務局案の通り改定した場合なんですけれども、年間の所要額は大体5,500万円程度となっております。その点を含めてですね、議会から条例を提案いただきまして、議会の方でご審議の方をお願いしたいというふうに思っております。

○岡田委員

はい。ありがとうございました。結構です。

○清山委員長

大丈夫でしょうか。他に何かご質問はございますでしょうか。竹之内委員も大丈夫でしょうか。

○竹之内委員

特にございません。ありがとうございます。

○清山委員長

ありがとうございます。皆様からこれ以上の質問等がないようでしたら、次に進みたいと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

それでは今までのご意見と事務局のご提案を踏まえまして、事務局案のとおり、知事が138万円で現行から4万円引き上げ、副知事が109万円で、現行から1万円引き上げ、議長は110万円で、現行から9万円引き上げ、副議長が98万円で現行から8万円引き上げ、議員が90万円で現行から5万円の引き上げということに、一定の合理性があるかということを確認させていただきたいと思います。

それでは1つずつ確認をしていきたいと思います。

まず、知事は4万円引き上げて138万円ということについていかがでしょうか。お認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

副知事は1万円引き上げで109万円という点についていかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

ありがとうございます。お認めいただきました。

議長は9万円引き上げで110万円という点についてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして副議長が8万円引き上げて98万円ということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

ありがとうございます。

議員につきましては5万円引き上げて90万円ということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

ありがとうございました。

特別職の方々の報酬の引き上げについて、すべて事務局提案通りお認めいただきました。

それでは実施時期の審議に入りたいと思います。実施時期につきまして、事務局からご提案があるようですのでよろしくお願いします。

○事務局（鈴木人事課長）

改定実施時期について事務局案をご説明させていただきます。

実施時期でございますが、令和8年4月1日としたいと考えてございます。

理由についてご説明いたします。一般職の給与につきましては、毎年4月1日時点の官民給与の較差を調査しまして、その較差を埋めることを基本に改定しておりますので、4月1日に遡及して適用されております。一方で特別職の報酬につきましては、単に官民給与の較差のみに基づく改定というのではなく、他の都道府県との均衡や本県の財政状況等の諸般の情勢を総合的に勘案して改定するものですので、必ずしも遡及適用をする必要性があるものではございません。

昨年度に審議会から改定の答申があった11都府県のうち9都府県では遡及適用を行わず、その多くが新年度の4月1日を改定時期としてございます。

これらを踏まえまして、遡及改定は行わず、令和8年4月1日を実施時期としたいと考えてございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○清山委員長

ありがとうございました。この時期の改定ですし、今度の4月1日からというのは、合理的な判断ではないかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○清山委員長

ありがとうございました。それでは実施時期は、令和8年4月1日と決定いたします。

続きまして、答申書案文の検討に入ります。事務局の方で答申書案文を作成してくださいましたので、ご説明をお願いいたします。

○事務局（鈴木人事課長）

はい。1ページ目が答申書の鑑になってございます。本日付けの日付、当委員会の名前が書いてございます。

2ページ目が本文でございますけれども、審議会委員長から大井川知事宛ての答申書となっております。県議会議員の報酬及び知事・副知事の給料につきましては、先ほどご承認いただきました金額が記載されてございます。実施時期も令和8年4月1日としてございます。

3ページ目でございます。こちらに、審議の経過をまとめてございます。読み上げさせていただきます。本審議会は知事から、本年1月26日付けで県議会議員の報酬並びに知事及び副知事の給与に関する諮問を受け、1月26日及び2月5日の2回にわたり、各委員により会議を開き、前回改定以降の国・他の都道府県における特別職の報酬等の動向及び社会経済情勢等について広範な角度から慎重に審議を行った。現行の特別職の報酬等は、平成7年2月10日の答申を受けて、平成7年4月1日に改定されたものであり、前回の改定以来30年以上の期間が経過している。この間、公務員の給与については、平成10年代の大幅なマイナス改定の影響により、累積改定率は

マイナスの状態が続いたが、近年の民間賃金の継続的な上昇を受け、4年連続のプラス改定が行われた結果、国の特別職ではプラス約2%、若年層を除く一般職員ではプラス約3%の累積改定となっている。また、他の都道府県の特別職の報酬等の改定状況を見ると、ここ数年引き上げの動きが続いており、昨年度は11都道府県において増額改定が行われている。さらに、特別職の報酬等は、本県の経済情勢や財政状況を勘案するとともに、他の都道府県と比較して妥当な水準であることも重要な要素であると考え。これらの考え方に基づき慎重に検討した結果、本県の特別職の報酬等については改定すべき時期にきており、具体的な改定額及び改定の実施時期については答申の通りとすることが適当であるとの結論に達した。以下、委員の皆様の名前を掲載しております。以上でございます。

○清山委員長

ありがとうございました。ただいまの答申書案について、何かご意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○清山委員長

では、この答申書により、答申いたします。ありがとうございました。
それでは答申の手交に入ります。

○清山委員長

令和8年1月26日付けで諮問のあった特別職の報酬等につきまして、答申書に記載のとおり答申いたします。どうぞよろしく願いいたします。

(清山委員長から総務部長に答申書を手交)

○総務部長

お受けいたしました。

(手交後)

○清山委員長

委員の皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。特別職の報酬の審議には気を遣うところもおありだったと思いますけれども、皆さまのおかげで本当に円滑に進んだと思います。心から感謝しております。お疲れ様でした。

(解散)